

# 青田知史町政報告

令和3年8月1日発行 第5号

## 合同所管事務調査（6月29日）を終えて

6月29日に総務文教常任委員会・産業経済常任委員会合同の所管事務調査が全議員の参加により町内各所で行われました。今回の調査事項は「令和3年度美瑛町建設工事等予定箇所について」です。旧宇莫別小学校屋体屋根改修工事（事業費8,411千円）を振出しに、交流促進施設冷暖房改修事業（51,748千円）や美沢18線道路改良舗装事業（60,000千円）などの10事業について工事予定箇所を実際に視察し、担当課から事業概要について説明を受け、各議員からその説明に対する質疑を行うという形式で行われました。



美沢18線道路改良舗装工事



浄水池電動弁設置工事



種子種苗生産関連施設整備

今回の調査では、6月定例会の一般質問で取り上げた公共施設等総合管理計画と美瑛町財政運営計画での位置づけ、事業費の妥当性等をポイントとして重視し臨みました。どの事業も防災や産業振興等を目的に、また地域の要望を受けるなどして予算が組み、今年度の事業として執行されます。しかし一部計画との乖離もあったことから、今後の予算審査では、①地域からの要望状況や事業の必要性 ②公共施設等総合管理計画の金額との対比・財政運営計画の位置づけ ③財源の裏付けをより慎重に精査するべきだと認識しています。

「増えない一般財源と増える経常的経費」の状況は今後も続きます。限られた財源を有効に活用するためにも、公民連携のもと新たな視点で施策を推進していく必要があります。

## 公式ホームページのご案内

私の町政報告と、日々の議会活動をお知らせするために、公式ホームページを作りました。この町政報告と合わせて町民の皆様と町政の情報を共有したいと考えています。またご意見や、ご質問などありましたら、どうぞお気軽に声をお寄せください。

**町政に活力を！ まちづくりに希望を！**

[aota-tomofumi.com](http://aota-tomofumi.com)（公式ホームページ）

青田ともふみ公式

検索



QRコードでアクセス

第5号の内容

☆特集：上下水道事業の将来

- ◆ ①人口減少時代の水道料金
- ◆ ②持続可能な上水道事業のために

☆昼下がりのコラム

☆町政の理解を深めるキーワード

☆次号の予告

※この町政報告やホームページの内容は全て議員個人の見解、意見であり、美瑛町議会の見解、意見ではありません。

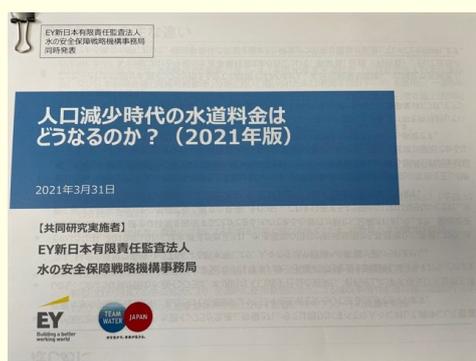
## ◆特集 上下水道事業の将来 ①人口減少時代の水道料金

旭川市では、来年4月から水道料金を平均14.9%値上げ（4人世帯で月444円）する改定案が市議会で示され、関連条例改正案を定例会市議会に提出するそうです。値上げされれば、消費税増税時を除いて約30年ぶりとなります。背景にあるのは、水道料金収入の減収と、市内に張り巡らされている水道管の更新時期が到来し始めていること。放置すると漏水事故が多発する可能性があり、その更新費用を捻出するためには値上げが必要となったと「北海道経済7月号」に記事がありました。記事では、市の水道局事業の財政事情について、市民の82%、事業者の76%が「知らなかった」とアンケートに回答し、水道局の財政がひっ迫している事態がほとんど知られていなかったこと、水道料金の民営化を危惧する意見もあり、7割以上が「値上げはやむを得ない」と受け止めていることが伝えられています。



令和2年第1回定例会で、「美瑛町水道事業経営戦略について」一般質問で取り上げ、水道事業には4つの課題（老朽化の進行・耐震化・経営基盤の強化・計画的な更新）があり、町民の生活に欠かすことのできない「清浄・豊富・低廉」な水道水を、持続可能な姿で次世代に継承するためにと、①水道事業の将来的収支見込みと料金改定の考え方について ②水道施設の更新の考え方について ③下水道事業の経営戦略策定の必要性とその時期について質問しました。

質問は、新日本有限責任監査法人水の安全保障戦略機構事務局が2018年に出した「人口減少時代の水道料金全国推計」をもとに、全国的な水道料金の値上げの可能性があるとこと、美瑛町の値上げも想定されているがどう考えるのかその考え方も含めて問いました。この監査法人は、その後コロナ禍の影響についても調査・分析を行い、最新データに基づく推計を今年3月に発表しました。「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？（2021年版）」によると、①2043年度までに水道料金の値上げが必要と推計される事業体は、全体の94%。②値上げ率推計（予測）は36%→43%に。③料金の全国平均推計は、平均的な使用水量の場合3,225円（2018年）→4,642円（2043年）。自治体間の料金格差は、現在の9.1倍→24.9倍に広がる。④料金値上げ率が高い事業体は、北海道・東北・北陸に多く、そのうちの3割以上の事業体は料金値上げ率が50%以上と推計されています。美瑛町は2018年度20m<sup>3</sup>使用時4,416円（現在は4,494円）が6,313円に、値上げ率43%の推計結果が出されています。来年度の値上げが見込まれる旭川市の予想される値上げ率は美瑛町とほぼ同じ42%。2018年度20m<sup>3</sup>使用時2,954円が4,203円になるとの推計が出されています。この推計と旭川市が実際に行う平均14.9%の値上げを見ると、美瑛町でも将来値上げが行われても不思議ではない気がします。私の一般質問に対して町長は、「低廉な料金を維持し健全な経営に努める」と答弁していますが、推計にあらがうことはできるのでしょうか？



## ②持続可能な上水道事業のために

私の質問【水道事業の将来的収支見込みと料金改定の考え方について】に対して町長は、「2030年以降には多くの管路が更新時期を迎え、**更新費用の増大による財源の不足**が懸念される。今後より一層の経営の効率化・合理化により経費節減に努めるとともに、**将来不足する財源**については内部留保資金を充当し、さらに企業債を活用して負担を将来年度に分散し収支のバランスを図ることで低廉な水道料金水準を維持した健全な水道事業運営に努める」と答弁がありました。このあと次のような再質問と答弁が続きました。

青田の再質問「総務省自治財政局が出した指針によれば、公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となると明記されている。また、経営戦略の策定及び見直しも上位計画である総合管理計画との整合性に留意するようことあるが、**公共施設等総合管理計画**の中にしっかりと企業会計も入れてやっていく必要があるのではないか」

町長の答弁「（計画に）水道を位置付けるのは当然。（中略）今後の経営に係る部分の数値というのは出てないが、今後この経営戦略の数値を基に、（計画に）水道事業を位置付けて、美瑛町の将来持続可能な財政運営の中に位置付けしっかりと取り組んでいきたい」

令和3年3月に改定となった公共施設等総合管理計画では、上水道の将来更新費用を**今後10年の見通し**として16億円としています。しかし、実はその先の更新費用については明記されていません。例えば東神楽町の同計画では、2045年までに上水道の更新費用として31.8億円と試算しています。持続可能な上水道事業のためには、令和12年度以降の管路の更新費用も含めて試算し、厳しい財政状況の中での財源を検討することが必要なはずで

## 昼下がりのコラム「周年」

今月の議会報でご案内の通り、「びえいの議会」が創刊され50年になります。私自身が担当してからの年数は浅いものの、議会報特別委員会の委員の一人として、先輩方の実績を受け継ぐ役割を担っていることを考えるとその責任を感じるとともに、感慨深いものがあります。

私がかつて働いていた北海道銀行は、今年創業70周年を迎えました。日銀のマイナス金利政策もあり、銀行は厳しい時代を迎えています。これからも地域のベストバンクとして北海道経済の発展に貢献してくれると思っています。また、「道民の翼」と呼ばれるAIRDOは、1996年11月に設立され25周年になります。2002年6月には民事再生法適用も受け、今年5月にはソラシドエアとの経営統合を発表。低空飛行の時期もあったと言えるかもしれませんが、創業の精神は受け継がれ、今日も日本の空を飛んでいます。

人も企業も順風満帆に事が進むということは、稀なことなのかもしれません。そして今、コロナ禍の収束が長引き、厳しい経済状況が続いています。東京商工リサーチの調査によれば、コロナ禍による中小企業の廃業検討率は8.5%。全国の約358万社の中小企業数を基にすると、単純計算で30万社を超える企業が廃業の危機に瀕していることを示します。

通りにはためく美瑛神社祭の奉納のぼりを眺めながら、コロナ禍の収束と町内の全ての企業が各々の周年を迎え、それを重ねていくことができるようにと心から願いました。

## 町政の理解を深めるキーワード「町民」



「わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう」これは、昭和38年に制定された町民憲章の前文です。さて、ここでいう「町民」とは誰のことでしょうか。例えば、令和3年度の町政執行方針には、「町民」という言葉が31回出てきます。「町民の皆さまの健康や生活、経済活動を迅速かつ全力を挙げて守り抜く」「町民の健康寿命延伸」「町民に対する介護入門研修」「行政と町民意見融合によるまちづくり」「町民のニーズに合った教室やイベント」などです。これらを読むと多くの方は、町民とは、美瑛町に住所を有している人と解釈するのではないのでしょうか（現行の自治基本条例である、「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」の町民の定義は、「町内に住所を有する者」です）。しかし、近い将来その解釈を変えた自治基本条例が議会に提案される可能性があるような気がしています。

町長が公約として制定を目指す**新しい自治基本条例**は、現在まちづくり委員会に設置された「自治基本条例（仮称）策定専門部会」を中心に検討が進められています。その議事録からは、関係者の皆様が一生懸命に学び、意見交換をし熱心に活動されている様子が伺えます。その2回目の部会が6月22日に開催されています。そして、そこで「町民の定義」についても検討され、アドバイザーからは以下のように「広義の町民が良い」とのアドバイスがあったようです。

「ふるさと納税者のような、住所は有しないけど以前住んでいたや訪れたことのある等心の町民の方も含めるということです。大切なのは、様々な人から知恵を借りることなので、あえて町民を美瑛町に住所を有する人に限定してしまうと知恵も限定されてしまいます。多くの人から知恵を借りるような形の方が良いのではないのでしょうか」（NPO法人公共政策研究所 水澤雅貴氏）

確かに他自治体の自治基本条例でも、「町民」や「市民」の定義を拡大し、「町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます」（余市町自治基本条例 旭川市も同じような定義です）と定めているところもあります。しかし、この定義を「心の町民」とされる非居住者に拡大することの影響はないのでしょうか。部会の席である委員の方は、「(町外の方の意見を)連携、協力のような大きな枠で盛り込める方法がないかなと思っています。私は、町民は町内に住所を構えて選挙権を持っている方のほうが良いと思っています」と意見を述べられています。皆様はどのようにお考えでしょうか。次号に続きます。

### ☆☆☆次号の予告☆☆☆

オリンピックの連休中、自治基本条例の参考にと北海道行政基本条例に関して道議会の会議録を調べていました。会議録を読み込んでいくと、7月に早逝された竹内英順道議会議員の代表質問（平成14年度第3回定例道議会）に目が留まりました。竹内道議は堀達也知事を相手に、条例の必要性や位置付け、さらには道民投票制度について理路整然と追及し、答弁に窮した知事は翌日「再質問に対する答弁準備に時間を要し、恐縮に存じます」と述べた後に答弁を続けていました。当時竹内道議は2期目で42歳。この会議録を目にして、あらためてその実力と存在の大きさを再認識しました。お亡くなりになったことが本当に残念でなりません。心からご冥福をお祈り申し上げます。次号は、今美瑛町で検討が進められている自治基本条例の特集です。私の一般質問（令和2年第6回定例会）と町長の答弁を振り返り、そして竹内道議の代表質問も紹介し、論点を読者の皆様と共有したいと考えています。